

○中津市環境基本条例
平成28年3月25日中津市条例第19号
中津市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第7条—第25条）

附則

私たちが住む中津市は、耶馬日田英彦山国定公園の緑深き山々に抱かれ、豊前海にそそぐ水量豊富な山国川、その河口に広がる多種多様な生物が生息する中津干潟といった豊かな自然や景観に恵まれている。また、広大な中津平野には古くから人々が集まり、多くの歴史的文化遺産が形づくられ、現在も大分県北部の中心都市として発展している。

しかしながら、近年の経済発展に伴う社会情勢の変化により、地球規模での温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等の問題が生じ、また地域的には水質の汚濁、廃棄物の処理等の課題が山積し、生物の生存基盤である地球環境が脅かされている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を後世に継承する責務を有しており、この恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

ここに、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を全うし相互に協働することで、この恵み豊かな環境を後世に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させるとともに、その環境が後世に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、本市の多様で豊かな自然環境を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも深く関わっていることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷を低減する責務を有する。

3 市は、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資

源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の方法により環境への負荷を低減する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献する責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

（1）人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

（2）生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。

（3）水と緑のある良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、快適な都市環境が創造されること。

（4）歴史的及び文化的遺産を保存及び活用することにより、歴史的及び文化的環境が確保されること。

（5）人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用による環境への負荷の少ない生活文化が形成されること。

（6）環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべてのものが協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的方向

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、中津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（規制の措置）

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為又は自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

（環境の保全及び創造に関する協定の締結）

第11条 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（経済的措置）

第12条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境の保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する事業の推進）

第13条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設等の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全等）

第14条 市は、生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境

を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第15条 市は、良好な景観の確保、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を活かした環境の創造に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第19条 市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第20条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する活動を自発的に行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるための教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う動植物種の保護及び生息環境の保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に市民等に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組が必要とされる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(年次報告等)

第25条 市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。